

(別表) 企業内での診断活動について (様式 18 及び様式 19 関連)

以下のような事例については、右記した要件に該当する場合は、中小企業に対する経営診断の実務とみなし、所属企業の雇用責任者又は相手方中小企業の証明をもって更新要件とすることができるものとする。

民間企業等に所属する中小企業診断士から問い合わせのあった事例		実務とみなせる範囲
所属企業内での診断活動	企業内における業務プロセス革新への提案活動	所属先企業が中小企業の場合
	企業内における経営革新活動	
	企業内における財務診断、改善のための提案活動	
取引先企業へのコンサルティング活動	製造業における下請企業への経営指導活動	取引先企業が中小企業の場合
	卸売業におけるリテールサポート等の提案活動	
	金融機関における財務診断・助言・改善等の個別顧客指導	
	異業種への提案・連携への活動支援	
	取引先企業に対する情報化投資、営業活動に関するコンサルティング	
	関連会社が新規事業を起業する際の組織づくり、会社立ち上げ指導	